

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第71号

北海道財務規則の一部を改正する規則

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）の一部を次のように改正する。

目次中「第194条」を「第194条の2」に改める。

第3条第2項第4号中「総務課長」を「総務課主幹」に改める。

第5条第1項及び第2項中「本庁の所掌する事務並びに知事の指定する部局、地方部局及び地方公所の所掌する事務に係る」を削り、同条第3項中「次項第6号」を「次項第2号」に改め、同条第4項第1号を削り、同項第2号中「こと」の次に「（歳入歳出外現金及び基金に係るものを除く。）」を加え、同号を同項第1号とし、同項第3号から第5号までを削り、同項第6号を同項第2号とする。

第8条第1項中「第5条の規定により会計管理者の権限の委任を受けた出納員」を「本庁出納員」に改める。

第8条の2第1項中「前条のほか、第5条の規定により会計管理者の権限の委任を受けた」を「出納局総務課に置かれた」に改める。

第11条の2第4項中「より」の次に「出納局総務課に置かれた」を加える。

第17条の見出し中「支払期限」を「支出期限」に改め、同条第1項中「支払」を「支出」に、「出納員」を「部局長」に改め、同条第2項中「支払期限」を「支出期限」に改める。

第30条第3項中「当該部局の出納事務を所掌する出納員」を「支庁等出納員（第5条第4項又は第5項の規定により当該部局の所掌する事務に係る会計管理者の権限の委任を受けた出納員をいう。第34条の2第2項において同じ。）」に改める。

第34条の2第2項中「又は当該部局の出納事務を所掌する出納員」を「及び支庁等出納員」に改める。

第52条第1項中「、出納員」を削る。

第64条中「又は出納員」を削る。

第68条第1項中「これを」及び「又は出納員」を削り、「送付し」を「戻出を命令し」に改め、同条第2項中「又は出納員」を削り、「前項の規定により」を「第2項の規定による」に改め、「送付」の次に「又は前項の規定による通知」を加え、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 前項の規定による命令は、当該戻出命令書を会計管理者又は出納員に送付することにより行うものとする。

3 出納員は、前項の規定による戻出命令書の送付を受けたときは、その内容を会計管理者に通知しなければならない。

第81条第2項中「又は出納員」を削り、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

目次

規 則

○北海道行政組織規則の一部を改正する規則……………（人事課）	1
○北海道財務規則の一部を改正する規則……………（出納局総務課）	1

規 則

北海道行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年7月31日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第70号

北海道行政組織規則の一部を改正する規則

北海道行政組織規則（昭和41年北海道規則第21号）の一部を次のように改正する。

第29条の表中

「

北海道森林づくり審議会	総務課
-------------	-----

」

を削り、「林務局森林計画課」を「総務課」に改める。

第39条地域振興部の事項第2号中「檜山支庁にあっては檜山森づくりセンター、宗谷支庁にあっては宗谷森づくりセンター及び根室支庁にあっては根室森づくりセンターの財務を含む」を「総括に関することに限る」に改める。

第40条総務課の事項第5号中「経理」の次に「の総括」を加え、同事項第6号中「及び計算証明」を削り、同事項中第7号及び第8号を削り、第9号を第7号とし、第10号を第8号とし、第11号を第9号とし、同事項第12号中「管理」の次に「の総括」を加え、同事項中同号を第10号とし、第13号を第11号とし、第14号から第16号までを2号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成21年8月1日から施行する。ただし、第29条の表の改正規定は、同年9月11日から施行する。

北海道財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年7月31日

3 前項の規定による命令は、当該支出命令書を会計管理者又は出納員に送付することにより行うものとする。
第89条に次の1項を加える。

3 出納員は、支出命令の審査が終わったときは、当該支出命令の内容を会計管理者に通知しなければならない。
第91条第1項中「又は出納員」を削り、「交付し」を「振り出し、又は出納員をして振り出させ」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 会計管理者は、出納員をして小切手を振り出させるときは、支払指示書を指定金融機関に交付しなければならない。
第91条第4項中「出納員」の次に「の小切手の振り出し」を加える。
第92条第1項中「又は出納員」を削り、同条第3項を次のように改める。

3 会計管理者は、部局に置かれた出納員が審査をした支出命令に基づく支払に係る前項の支払証及び現金支払一覧表については、同項の規定にかかわらず、当該出納員をして指定金融機関に交付させるものとする。
第92条第4項を削る。
第93条第1項中「又は出納員」を削り、同条第3項を次のように改める。

3 会計管理者は、部局に置かれた出納員が審査をした支出命令に基づく支払に係る官公署等の発行する納入告知書等については、前項の規定にかかわらず、当該出納員をして指定金融機関に交付させるものとする。この場合において、当該出納員は、官公署等の発行する納入告知書等に納入告知書等送付書を添えて指定金融機関に交付しなければならない。
第93条第4項を削る。
第94条第1項中「又は出納員」を削り、同条第3項を次のように改める。

3 会計管理者は、部局に置かれた出納員が審査をした支出命令に基づく支払に係る前項に規定する書類については、同項の規定にかかわらず、当該出納員をして指定金融機関に交付させるものとする。この場合において、当該出納員は、同項に規定する書類に納入告知書等送付書を添えて指定金融機関に交付しなければならない。
第94条第4項を削る。
第95条第1項中「又は出納員」を削り、同条第3項を削り、同条第4項中「又は出納員」を削り、「第2項又は前項後段」を「前項に規定する」に改め、同項を同条第3項とする。
第97条第1項及び第2項中「又は出納員」を削り、同条第4項を削り、同条第5項中「又は出納員」を削り、「第3項又は前項後段」を「前項に規定する」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「又は出納員」を削り、「ときは」の次に「、債権者に対し」を加え、「訂正し、これを債権者に返付し」を「訂正してこれを返付し、又は変更後の支払場所に係る支払通知書を作成して交付し」に改め、後段を削り、同項を同条第5項とし、同条第7項中「前項前段」を「前項」に改め、「又は同項後段の規定による通知を受けたとき」を削り、

同項を同条第6項とする。
第98条第1項中「又は出納員」を削り、同条第3項を削る。
第101条第1項中「又は出納員」を削り、同項に後段として次のように加える。
指定金融機関に支払指示書又は公金振替書を交付したときも同様とする。
第101条第2項中「会計管理者は、指定金融機関に支払指示書又は公金振替書」を「出納員は、債権者に小切手」に改める。
第102条中「又は出納員」を削る。
第111条第1項中「支出命令書を会計管理者又は出納員に送付した」を「支出をした」に改め、「又は出納員」を削り、同条第2項及び第3項を次のように改める。

2 前項の更正命令は、当該支出更正命令書を会計管理者又は出納員に送付することにより発するものとする。

3 出納員は、前項の規定による支出更正命令書の送付を受けたときは、その内容を会計管理者に通知しなければならない。
第111条に次の1項を加える。

4 会計管理者は、第2項の規定による支出更正命令書の送付又は前項の規定による通知を受けたときは、直ちに、更正の処理をしなければならない。この場合において、当該更正が所属年度又は会計区分に係るものであるときは、更正請求書を指定金融機関に送付しなければならない。
第113条第1項中「返納人に対し返納通知書を」を「戻入命令書により戻入を決定し、これを会計管理者又は出納員に」に改め、同条第4項を削り、同条第3項中「第1項前段」を「第1項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 支出命令者は、前項の規定による戻入の決定をしたときは、返納通知書を作成して返納人に送付するものとする。
第113条第5項及び第6項を次のように改める。

5 出納員は、前項において準用する第1項後段の規定による戻入命令書の送付を受けたときは、その内容を会計管理者に通知しなければならない。

6 会計管理者は、第4項において準用する第1項後段の規定による戻入命令書の送付又は前項の規定による通知を受けたときは、現金支払前定額戻入通知書を指定金融機関に送付しなければならない。
第113条第7項中「第81条第4項」を「第81条第5項」に改める。
第115条第1項中「又は出納員」を削り、「第97条第5項」を「第97条第4項」に改め、後段を削り、同条第2項中「前項前段」を「前項」に改め、「又は同項後段の規定による通知を受けたとき」を削る。
第116条第1項中「又は出納員」及び「出納員にあっては会計管理者を経て、」を削る。

第117条第1項中「又は出納員」を削り、後段を削り、同条第2項中「前項前段」を「前項」に改め、「又は同項後段の規定による通知を受けたとき」を削る。

第119条第1項中「又は出納員」を削り、「その振り出した」を「第91条の規定により振り出し、又は出納員をして振り出させた」に改める。

第123条第3項中「第81条第3項及び第4項」を「第81条第4項及び第5項」に改める。

第140条第1号中「出納員」を「本庁出納員」に改める。

第292条ただし書中「又は出納員」を削る。

第299条中「又は第3項後段」を削る。

第310条中「第97条第7項」を「第97条第6項」に改める。

第311条中「第111条第3項」を「第111条第4項後段」に改める。

第312条第1項中「第2項」を「第3項」に改め、同条第2項中「第113条第4項又は第6項」を「第113条第6項」に改める。

第320条第2項中「又は出納員」を削る。

第322条第1項を次のように改める。

本庁出納員は、歳入及び歳出について、毎月、収入計算書及び支出計算書を作成し、その計数を確認の上、その結果を翌月15日までに、収入状況報告書及び支出状況報告書により、会計管理者に報告しなければならない。

第322条第2項中「出納員（本庁にあっては、本庁出納員）」を「本庁出納員」に改める。

第323条中「当該出納事務を所管する」及び「（以下この章において「所管出納員」という。）」を削る。

第325条第3項中「所管出納員」を「会計管理者又は出納員」に改める。

第338条第2項中「第101条第2項」を「第101条第1項後段」に改め、同条第3項中「所管出納員」を「会計管理者又は出納員」に改める。

第339条第3項中「前条第2項から第4項まで」を「前条第3項及び第4項（本庁出納員にあっては、同条第2項から第4項まで）」に改める。

第358条第1項第9号中「支出簿及び」を削る。

- 「その3 支払通知書（隔地払（郵便貯金銀行以外）） 97
- 別記様式目次中 その4 支払通知書（口座振替払） 95 を
- その5 支払通知書（隔地払（郵便貯金銀行等）） 97」

「その3 支払通知書（隔地払（郵便貯金銀行以外）） 97」に改める。

第26号様式その1からその3までを削り、同様式その4中「（部局名・出納員）」

を削り、「 差出人住所 」を「 発行元

」に改め、「 口座振替払 」を削り、同様式その4《注

意事項》2中「この支払通知書を発行した会計管理者又は出納員（表面の差出人住所及びTEL）」を「表面の発行元」に改め、同様式その4末尾欄外注1の事項中「で個人情報を保護する必要がある場合」を削り、同注2の事項中「圧着して」を「圧着し、又は封筒に入れて」に改め、同様式その4末尾欄外中「306ミリメートル」を「297ミリメートル」に改め、同様式その4を同様式その1とし、同様式その5中「（部局名・出納員）」を削り、

「 差出人住所 」を「 発行元 」に改め、同様式その5《注意事項》2中「この支払通知書を発行した会計管理者又は出納員（表面の差出人住所及びTEL）」を「表面の発行元」に改め、同様式その5末尾欄外注1の事項中「で個人情報を保護する必要がある場合」を削り、同注2の事項中「圧着して」を「圧着し、又は封筒に入れて」に改め、同様式その5末尾欄外中「306ミリメートル」を「297ミリメートル」に改め、同様式その5を同様式その2とし、同様式その2の次に次の1様式を加える。

第26号様式その3（第97条）
（表面）

様

《支払通知書》（裏面をお読みください。）

部課（部局）名					
経 費 名 （支出命令番号）	（ ）				
金 額	円				
送金取組年月日	年	月	日	通知書番号	
支 出 方 法	隔 地 払	出納員コード		年 度	

支 払 場 所

送金依頼人 北海道会計管理者 送金取組店 銀行 店

上記の支払場所に、この支払通知書を提示し、記載されている金額をお受け取りください。

北 海 道 会 計 管 理 者 印

発行元
TEL () (内線)

(裏面)

《注意事項》

- 1 表面に記載されている金額を金融機関で受け取る時は、受取人は、下の「領収証書」欄に日付及び氏名を記入し、印を押してください。
なお、受取人が法人であるときは、法人名のほか代表権のある者の氏名を記入し、印を押してください。
- 2 印紙税法の規定により、印紙税を納めることとなっている場合には、所定の額に相当する収入印紙をはり、消印してください。
- 3 貸金等、代理人が受け取ることができないもの以外の現金の受取を他の人に委任するときは、下の「委任状」欄に日付、代理人の氏名及び委任者の氏名を記入し、委任者の印を押してください。この場合、代理人は下の「領収証書」欄に「代理人」であることを付記し、記名して印を押してください。
- 4 この支払通知書により現金を受け取る時は、受取人又はその代理人であることを証する書面（運転免許証、健康保険証等）を持参してください。
- 5 この支払通知書を亡失したときは、直ちに支払を受ける金融機関に届け出て、支払の停止を請求し、未払証明を受けて、表面の発行元に届け出てください。
- 6 この支払通知書の送金取組年月日から1年を過ぎると、現金を受け取ることができません。その場合、表面の発行元にこの支払通知書を添えて速やかに支払を請求してください。
- 7 金額、氏名等の誤り又は不明な点があるときは、表面の発行元に連絡してください。

委 任 状
(代理人氏名)
表面金額の受取を 年 月 日 に委任しました。
(委任者) 氏名 印

領 収 証 書

収入印紙

表面金額を受け取りました。

年 月 日
氏名 印

- 注1 この様式は、ゆうちょ銀行以外の金融機関を支払場所とする隔地払に使用する。
- 2 この支払通知書は、封筒に入れて送付する。
(用紙の大きさは、郵便はがき大とする。)

第31号様式及び第32号様式中「(部局名・出納員)」を削る。

附 則

- (施行期日)
- 1 この規則は、平成21年8月1日から施行する。
(経過措置)
 - 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北海道財務規則（以下「改正前の規則」という。）の規定によりされている出納員に対する戻出命令、支出命令又は支出の更正命令（改正前の規則第91条第3項前段、第92条第3項、第93条第3項、第94条第3項、第95条第3項前段、第97条第4項前段若しくは第98条第3項前段の規定による出納員の通知又は改正前の規則第111条第2項前段の規定による更正の手続がされていないものに限る。）については、この規則による改正後の北海道財務規則（以下「改正後の規則」という。）の規定によりされた会計管理者に対する戻出命令、支出命令又は支出の更正命令とみなす。
 - 3 この規則の施行の際現に改正前の規則第91条第3項前段、第92条第3項、第93条第3項、第94条第3項、第95条第3項前段、第97条第4項前段又は第98条第3項前段の規定によりした通知であって戻出又は支出していないものは、改正後の規則第68条第3項又は第89条第3項の規定によりした通知とみなす。
 - 4 改正前の規則第97条第5項の規定に基づき出納員が送付した支払通知書は、改正後の規則第97条第5項及び第6項並びに第115条から第117条までの規定の適用については、改正後の規則第97条第4項の規定に基づき会計管理者が送付した支払通知書とみなす。
 - 5 改正前の規則の規定に基づき出納員がした隔地払は、改正後の規則第120条の規定の適用については、改正後の規則に基づき会計管理者がした隔地払とみなす。
 - 6 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。